

作成日 2023/11/29

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	アクリルダインC
供給者の会社名称	新興プラスチック株式会社
住所	東京都江東区南砂1-5-24
電話番号	03-3645-8106
推奨用途	樹脂用接着剤
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

### 2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性 健康有害性	引火性液体 区分2 急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 発がん性 区分1B 生殖毒性 区分1A 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 血液系 呼吸器 消化管 心血管系 腎臓 中枢神経系)  特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓 甲状腺 心血管系 神経系 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

### GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込むと有害  
皮膚及び眼刺激  
吸入すると有毒  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ  
発がんのおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
肝臓、血液系、呼吸器、消化管、心血管系、腎臓、中枢神経系の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、甲状腺、心血管系、神経系、腎臓、中枢神経系の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害のおそれ

水生生物に有害

注意書き  
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地しアースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する措置を講ずること。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

妊娠中、授乳中は接触を避けること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

応急措置

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受けること。

口をすすぐこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

火災の場合、消火するために適切な消火剤を使用すること。

- 保管 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 廃棄 施錠して保管すること。  
内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。  
専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS登録番号
			化審法	安衛法	
アクリル樹脂	11.9%	(C5H8O2) <sub>x</sub>	(6)-524	既存	9011-14-7
トルエン	23.7%	C7H8	(3)-2,(3)-60	既存	108-88-3
1,2-ジクロロエタン	64.4%	C2H4Cl2	(2)-54	2-(13)-23	107-06-2

GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

- 化審法 優先評価化学物質(法第2条第5項) 1, 2-ジクロロエタン(政令番号:11)
- 労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
- トルエン(政令番号:46)
- ジクロロエタン(政令番号:240)(60%~70%)
- トルエン(政令番号:407)(20%~30%)
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
- 1, 2-ジクロロエタン(管理番号:157)(64%)
- トルエン(管理番号:300)(24%)

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

医師に連絡すること。  
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

眼に入った場合	<p>眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。 揮発性液体なので、吐き出させるとかえって肺への吸引などの危険が増す。直ちに医療措置を受ける手配をする。水でよく口の中を洗わせてもよい。</p> <p>被災者に意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。</p>
5. 火災時の措置 適切な消火剤	<p>小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、散水、一般の泡消火剤。 大火災: 散水、噴霧水、一般の泡消火剤。</p>
使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性	<p>棒状注水。 燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。</p>
特有の消火方法	<p>火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。</p> <p>消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。</p>
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	<p>消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。</p>
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<p>作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。</p>
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	<p>漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。 多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。 有害でなければ、火気、換気などに充分注意して蒸発、拡散させる。又は、散水して蒸発を促進させてもよい。</p>
二次災害の防止策	<p>付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 滑って転倒する事故を引き起こす可能性があるため、製品の拡散を避ける。</p>

漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い

技術的対策

容器を接地すること。アースをとること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

安全取扱注意事項

火気厳禁  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
環境への放出を避けること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

妊娠中、授乳中は接触を避けること。

涼しい所に置くこと。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。

容器を密閉しておくこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回避

衛生対策

安全な保管条件

火気厳禁

施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

保管

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

安全な容器包装材料 情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
		日本産衛学会	ACGIH

アクリル樹脂	未設定	未設定	未設定
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m3)(皮)	設定あり(*)
1,2-ジクロロエタン	10ppm	10ppm(40mg/m3)	設定あり(*)

\*)ACGIHの設定値は下記URLからご確認ください。

参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策		蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
保護具	呼吸用保護具  手の保護具 眼、顔面の保護具 皮膚及び身体の保護具	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡、保護面を着用すること。 保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態		液体
形状		粘濁液体
色		データなし
臭い		製品特有の臭い
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		83～84℃ (1,2-ジクロロエタン)
可燃性		可燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	下限	データなし
	上限	データなし
引火点		17℃ (セタ密閉式)
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		水に微溶
n-オクタノール／水分配係数(log 値)		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		1.25
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	酸化剤と反応する。
化学的安定性	通常の条件においては安定である。
危険有害反応可能性	過剰な圧力又は熱を放出する危険有害な反応又は重合は起こらない。
避けるべき条件	熱、火花、裸火などの着火源及び日光。
混触危険物質	強酸化剤、酸化剤、強塩基。

危険有害な分解生成物

燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

区分4:1,2-ジクロロエタン(毒性値=670mg/kg 出典:NITE)  
 区分に該当しない:トルエン(毒性値=5000mg/kg 出典:NITE)  
 データなし:アクリル樹脂  
 計算結果が873.4931736mg/kgのため、区分4に該当する。

経皮

区分に該当しない:1,2-ジクロロエタン(毒性値=2800mg/kg 出典:NITE),トルエン(毒性値=12000mg/kg 出典:NITE)  
 データなし:アクリル樹脂  
 分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を含有するため分類できない。

吸入

(急性毒性(吸入:気体))  
 GHS定義による気体ではない。  
 (急性毒性(吸入:蒸気))  
 区分3:1,2-ジクロロエタン(毒性値=1000ppm 出典:NITE)  
 区分4:トルエン(毒性値=3319ppm 出典:NITE)  
 データなし:アクリル樹脂  
 計算結果が1231.4667567mg/kgのため、区分3に該当する。

皮膚腐食性/刺激性

(急性毒性(吸入:粉じん、ミスト))  
 データ不足のため分類できない。  
 区分2:トルエン(出典:NITE)  
 区分に該当しない:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE)

眼に対する重篤な損傷性  
 /眼刺激性

データなし:アクリル樹脂  
 区分2の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。  
 区分2B:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE),トルエン(出典:NITE)

呼吸器感作性  
 皮膚感作性

データなし:アクリル樹脂  
 区分2Bの成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2Bに該当。  
 データ不足のため分類できない。  
 区分に該当しない:トルエン(出典:NITE)  
 分類できない:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE)

生殖細胞変異原性

データなし:アクリル樹脂  
 分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を含有するため分類できない。

発がん性

区分に該当しない:トルエン(出典:NITE)  
 分類できない:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE)  
 データなし:アクリル樹脂  
 分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を含有するため分類できない。  
 区分1B:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE)  
 分類できない:トルエン(出典:NITE)  
 データなし:アクリル樹脂  
 1,2-ジクロロエタン $\geq$ 0.1%のため、区分1Bに該当。

生殖毒性

(生殖毒性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1A:トルエン(出典:NITE)  
分類できない:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE)  
データなし:アクリル樹脂  
トルエン $\geq 0.3\%$ のため、区分1Aに該当。  
(生殖毒性・授乳影響)  
授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分:トルエン(出典:NITE)  
データなし:アクリル樹脂  
トルエン $\geq 0.3\%$ のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。  
区分1:1,2-ジクロロエタン(臓器=肝臓、血液系、呼吸器、消化管、心血管系、腎臓、中枢神経系 出典:NITE),トルエン(臓器=中枢神経系 出典:NITE)

区分3:1,2-ジクロロエタン(臓器=麻酔作用 出典:NITE),トルエン(臓器=麻酔作用、気道刺激性 出典:NITE)  
データなし:アクリル樹脂  
1,2-ジクロロエタン $\geq 10\%$ のため、区分1(肝臓, 血液系, 呼吸器, 消化管, 心血管系, 腎臓, 中枢神経系)に該当。

区分3(麻酔作用)の成分合計が濃度限界(20%)以上のため、区分3(麻酔作用)に該当する。  
区分3(気道刺激性)の成分合計が濃度限界(20%)以上のため、区分3(気道刺激性)に該当する。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分1:1,2-ジクロロエタン(臓器=肝臓、甲状腺、心血管系、神経系 出典:NITE),トルエン(臓器=腎臓、中枢神経系 出典:NITE)  
区分2:1,2-ジクロロエタン(臓器=血液系、腎臓 出典:NITE)  
データなし:アクリル樹脂  
1,2-ジクロロエタン $\geq 10\%$ のため、区分1(肝臓, 甲状腺, 心血管系, 神経系)に該当。

トルエン $\geq 10\%$ のため、区分1(腎臓, 中枢神経系)に該当。  
1,2-ジクロロエタン $\geq 10\%$ のため、区分2(血液系, 腎臓)に該当。

誤えん有害性

区分2:1,2-ジクロロエタン(腎臓)は、上位区分の区分1:トルエン(腎臓)へ纏めた。  
データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報  
生態毒性  
水生環境有害性 短期(急性)

区分2:トルエン(出典:NITE)

区分3:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE)  
データなし:アクリル樹脂



水生環境有害性 長期(慢性)

(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3が濃度限界(25%)以上のため、区分3に該当。  
区分3:トルエン(出典:NITE)

区分に該当しない:1,2-ジクロロエタン(出典:NITE)

データなし:アクリル樹脂

(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3が濃度限界(25%)未満のため、区分に該当しないが毒性未知成分を含有しているため分類できない。

残留性・分解性  
生体蓄積性  
土壌中の移動性  
オゾン層への有害性

情報なし  
情報なし  
情報なし  
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意  
残余廃棄物

内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。  
専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。  
特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意  
国際規制

Regulatory Information by Sea	Complied with IMO.
UN No.	1133
Proper Shipping Name	ADHESIVES
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code	Not applicable

国内規制

Regulatory Information by Air	Complied with ICAO/IATA.
UN No.	1133
Proper Shipping Name	ADHESIVES
Class	3
Packing Group	II
陸上規制	消防法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1133
品名	接着剤
国連分類	3

	容器等級 海洋汚染物質 MARPOL73/78附属 書Ⅱ及びIBCコード によるばら積み輸送 される液体物質	Ⅱ 非該当 非該当
特別の安全対策	航空規制情報 国連番号 品名 国連分類 等級	航空法の規定に従う。 1133 接着剤 3 Ⅱ 輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。 移送時にイエローカードを携行する。
緊急時応急措置指針番号		128

15. 適用法令

化学品にSDSの提供が求められる3法令の該非 労働安全衛生法(通知対象物質) 毒物及び劇物取締法(毒物・劇物) 特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法 律 適用される主たる国内法令 化審法	該当 非該当 該当
労働安全衛生法	優先評価化学物質(法第2条第5項)(1, 2-ジクロロエタン、トルエン) 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)(トルエン)
水質汚濁防止法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)(ジクロロエタン、トルエン) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)(1, 2-ジクロロエタン) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(ジクロロエタン、トルエン) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)(1, 2-ジクロロエタン) 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)(1, 2-ジクロロエタン) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)(トルエン)

消防法	第四類引火性液体、第一石油類非水溶性液体(法第2条第7項別表第1第4類の項第2号備考第12号)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)(トルエン、1, 2-ジクロロエタン)
船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(1, 2-ジクロロエタン、トルエン)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)(トルエン、1, 2-ジクロロエタン)
土壌汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)(1, 2-ジクロロエタン)

## 16. その他の情報

連絡先  
参考文献

新興プラスチック株式会社  
NITE GHS分類公表データ  
EU CLP Regulation, AnnexVI

免責事項

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。

又、注意事項は、通常取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。